国際教養大学液化石油ガス燃料の単価契約に係る条件付き一般競争入札の公募について

国際教養大学液化石油ガス燃料の単価契約について次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、国際教養大学契約事務規程第10条の規定に基づき、公告する。

令和6年2月7日

公立大学法人国際教養大学 事務局長 小野 正則

- 1 入札に付する事項
- (1)名称

国際教養大学液化石油ガス燃料の単価契約

(2) 履行期間

令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで

- (3)燃料名 液化石油ガス (LPG)
- (4)使用目的 冷暖房のため
- (5) 供給方法 ガスバルク供給(970kg タンク6台)
- (6)納入場所 国際教養大学 秋田市雄和椿川字奥椿岱193番地2
- (7) 予定数量 年間80,000 ㎡
- (8) その他 基準となる市場価格に大きな変動があった場合には、本学と協議の上、その増減幅程度で契約額を変更することができる。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1)国際教養大学契約事務規程第8条及び同規程第9条の規定に該当しないこと。
- (2)秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3)入札参加資格の確認の日において、秋田県及び公立大学法人国際教養大学の指名停止の措置を受けていないこと。
- (4)民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)に該当しないこと。
- (5)液化ガス用のバルブタンクローリーにより、週2~3回程度納入可能であること。
- (6)集中監視システムにより、ガス漏れ等のトラブルに対応できること。
- (7)集中監視システムの設置費用は、事業者負担とする。
- (8)秋田県内に本社、支社、支店、営業所があること。
- (9) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格を有すると確認されていること。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 問い合わせ先

郵便番号010-1292 秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱193番地2 国際教養大学事務局総務課

電 話018-886-5901

FAX018-886-5910

4 入札参加資格の確認の申請

入札に参加しようとする者は、次により理事長に申請し、参加資格の確認を受けなければならない。

(1)提出書類等

ア 入札参加資格確認申請書 (様式第1号)

1 2-(5)~(7)を確認できる書類の写し

(2)提出方法

持参又は郵送すること。

(3)提出期間

国際教養大学教職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程(平成16年規程第34号)第7条に規定する休日を除き公告開始日から令和6年2月29日(木)までとする。

(4)提出場所

3-(1)に示す場所と同じとする。

5 入札執行の日時及び場所

令和6年3月11日(月)午後3時00分 国際教養大学 管理棟4階 第2会議室

- 6 その他
- (1)入札保証金

入札にあたっては、国際教養大学契約事務規程第11条に基づき、見積る契約金額に 予定数量を乗じた金額の100分の5以上の保証金(現金又は確実と認められる有価 証券等)を納める必要があります。入札保証金は、入札の終了後直ちに還付します。 落札者については、当該契約の契約後に還付します。落札者が契約を締結しない場合 は、返還しません。

ただし、下記の場合は、入札保証金を免除します。

- ①保険会社と入札保証保険契約を締結したとき。
- ②過去2年間に国又は地方公共団体等と同様の契約を数回以上にわたり締結した 実績を有し、契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (2)入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)入札の無効

国際教養大学契約事務規程第15条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

国際教養大学契約事務規程第29条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(5) 契約保証金

契約にあたっては、国際教養大学契約事務規程第21条に基づき、契約金額に予定数量を乗じた金額の100分の10以上の契約保証金を納める必要があります。契約保証金は、契約履行後に返還します。

ただし、下記の場合は、契約保証金を免除します。

- ① 保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- ② 過去2年間に国又は地方公共団体等と同様の契約を数回以上にわたり締結した実績を有し、契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (6) その他

詳細は、入札説明書による。